

玉野市漁業者支援金

物価高騰により経営の負担が増大している市内漁業者を支援するため、支援金を支給します。

支給額

- ・ **1 経営体あたり 2 万円（定額）** ※申請は 1 回のみ。
- ・ **令和 7 年における燃料費が 100 万円を超える場合は、1 経営体あたり 3 万円（定額）を加算**

対象者：下記の要件を満たす漁業者

※法人は対象外

- (1) 漁業を営む個人経営体で、沿海地区漁業協同組合または内水面地区漁業協同組合の組合員、または、市が認める漁業組合員であること。
- (2) 令和 8 年 4 月 1 日時点において玉野市に住所を有すること。
- (3) 今後も漁業を継続する意思があること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではないこと。

申請書類

- (1) 玉野市漁業者支援金支給申請書
- (2) 申請者本人の振込先口座通帳の写し
- (3) 本人確認書類の写し
運転免許証（両面）、マイナンバーカード（おもて面）など
- (4) 加算を受けようとする場合は、
令和 7 年分の確定申告書第一表の写し、令和 7 年分の確定申告の収支内訳書、所得税青色申告決算書、燃料費の金額が分かるものの写し
収支内訳書だけでは燃料費が不明確な場合、レシート、領収書などの根拠資料

申請期間

令和 8 年 5 月 1 日(金)～令和 8 年 6 月 3 0 日(火) 当日消印有効

※郵送の場合、郵送料は申請者負担

申請・問合せ先

玉野市農林水産課 管理水産係（平日 8:30～17:15）

TEL : 0863-32-5535 FAX : 0863-32-1349

Mail : nourinsuisan@city.tamano.lg.jp